

**電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウム**  
**～デジタル新時代に向けて：事業者間調整の最前線～**  
**開催結果**

**令和4年3月29日**  
**電気通信紛争処理委員会事務局**

# 概要

電気通信紛争処理委員会は、情報通信分野における事業者間の紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として、電気通信事業法の改正により平成13年11月30日に設置され、令和3年、発足20周年を迎えた。5Gの本格的な普及等に伴う情報通信分野の大きな市場動向の変化を背景に、事業者間の紛争のさらなる高度化・複雑化が見込まれる中、この機会を捉え、あっせん・仲裁等の紛争処理制度について、改めて、その理解増進・利用促進を図るため、12月24日、シンポジウムを開催した。

プログラムは次ページのとおりであり、本委員会の委員に加え、前東京大学総長の五神氏をはじめ有識者・業界関係者の方々の参画を得て、基調講演、個別講演及びパネルディスカッションにより、主にMNO・MVNO間の事業者間協議を対象に、その円滑化や紛争処理制度の果たすべき役割について、大変有意義な指摘をいただく結果となった。

## 1. 主催

総務省電気通信紛争処理委員会

## 2. 協力

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般財団法人日本データ通信協会

## 3. 開催日時

令和3年12月24日(金)14:30～17:20

## 4. 開催場所

TKP赤坂二丁目カンファレンスセンター

## 5. 開催方法

オンライン開催(Zoomウェビナー)

※Zoomウェビナーの視聴環境がない場合はYouTubeライブで視聴可能とした。

## 6. 一般参加申込者数

206人

## 7. 一般参加者数

200人(Zoomウェビナー108人、YouTubeライブ92人)

# プログラム

## 開会

開会挨拶

金子 恭之 総務大臣

## 第1部

基調講演①「Society 5.0と情報通信」

五神 真 氏(東京大学大学院理学系研究科教授・前東京大学総長)

基調講演②「電気通信紛争処理委員会の実績と今後果たすべき役割」

田村 幸一 委員長(弁護士・元高松高等裁判所長官)

個別講演①「情報通信分野における紛争処理の実態～あっせん手続を中心に～」

小野 武美 委員(東京経済大学経営学部教授)

個別講演②「モバイル市場におけるMNOとMVNOとの事業者間協議について」

関口 博正 氏(神奈川大学経営学部教授)

## 第2部

パネルディスカッション

テーマ① 5G時代におけるMVNOのビジネスモデルとMNO・MVNO間の構造的な紛争要因・解決策

テーマ② 市場動向を踏まえた紛争処理の将来ビジョンと今後委員会に期待される役割

【モデレータ】

小塚 莊一郎 委員(学習院大学法学部教授)

【パネリスト】

大谷 和子 氏((株)日本総合研究所執行役員法務部長)

島上 純一 氏((一社)テレコムサービス協会副会長MVNO委員会委員長)

三尾 美枝子 委員(弁護士)

山崎 拓 氏((株)NTTドコモ常務執行役員経営企画部長)

## 閉会

講評・閉会挨拶

荒川 薫 委員長代理(明治大学総合数理学部長・教授)

# 開会

冒頭、金子総務大臣から、開会挨拶が行われ、これまでの貢献に対する感謝の言葉とともに、モバイル市場における公正競争の確保が極めて重要となっている中、事業者間の紛争を公正かつ迅速に解決する委員会の果たす役割が今後さらに重要になっていくことから、引き続き、より多様で低廉な携帯電話サービスの実現をはじめとする情報通信産業の健全な発展に尽力を賜りたいとのメッセージが寄せられた。



〈挨拶を行う金子総務大臣〉



〈会場の様子〉

# 基調講演

基調講演①として、五神氏から、「Society 5.0と情報通信」と題し、新型コロナウイルス感染症等地球規模の課題への対応としてのSociety 5.0の意義やBeyond 5Gへのマイルストーン等について、講演が行われた。質疑応答では、荒川委員長代理及び眞田特別委員から、学術ネットワーク「SINET」に関する質問がなされた。

基調講演②として、田村委員長から、「電気通信紛争処理委員会の実績と今後果たすべき役割」と題し、委員会の機能、これまでの紛争処理の実績、今後果たすべき役割等について説明がなされ、その中で、「あっせん」が最も多く利用されており、平均して約3か月で処理され、約6割が合意成立により解決しているとの解説がなされた。また、今後新たな紛争事案が増加する可能性が高いと考えられ、関係事業者における理解増進・認知度向上、事業者間協議の実態や将来に関する調査、手続のオンライン化等が重要との見解が示された。



〈基調講演を行う田村委員長〉

# 個別講演

個別講演①として、小野委員から、「情報通信分野における紛争処理の実態～あっせん手続を中心に～」と題し、過去の事例のケーススタディとして、事業者間協議が極めて解決困難な事態に陥っていたとしても、「あっせん」の利用により、中立的な有識者が双方の主張を聞き、論点を整理し、それをベースに再度協議することで解決に至ることがあり得る、また、必ずしも契約の内容そのものについて折り合いがつかなくなったというわけではなくても、協議加速のために「あっせん」を利用することは合理的な判断等の解説がなされた。

個別講演②として、関口氏から、「モバイル市場におけるMNOとMVNOとの事業者間協議について」と題し、本格的な5G時代におけるネットワーク機能開放や卸役務の適正化に関する総務省の有識者会議での検討状況について解説がなされ、卸役務の適正化については、事業者間協議の円滑化に向けた電気通信事業法の改正が検討されているといった最新の状況についての紹介もなされた。



〈個別講演を行う小野委員〉

# パネルディスカッション

## テーマ①

### 「5G時代におけるMVNOのビジネスモデルとMNO・MVNO間の構造的な紛争要因・解決策」

島上氏から、5G時代にモバイル市場において競争をさらに加速させ、Society 5.0を実現させていくには、MVNOがより高い付加価値を有するサービスを提供できるようになることが重要であり、そのためには、競争と協力・協調のバランスのとれたMNOとの関係が重要との見解が示され、山崎氏から、多様化する利用者のニーズに対応するため、両者が連携し、利用者一人一人に寄り添った新たな価値を提供していくことが重要との見解が示された。

これを受け議論が行われる中で、三尾委員から、MNOとMVNOとの間の構造的・横断的な紛争要因として、情報の格差、人材の格差があることから、紛争処理制度が役に立つこともあるのではないかとの指摘がなされ、大谷氏から、MNOによる新料金プランの発表が相次ぎMVNOにとって先行きが不透明な状態が続く中、5GやIoTにおける付加価値の高いソリューションの提供が活路と考えられ、そのためには、サービス設計の自由度が高まり、MNOと同時期にサービス提供を開始できるようなネットワーク提供が行われることが重要との指摘がなされた。

# パネルディスカッション

## テーマ②

### 「市場動向を踏まえた紛争処理の将来ビジョンと今後委員会に期待される役割」

紛争処理制度について、島上氏から、事業者間の紛争解決の最終的な受け皿としての役割はこれまで以上に重要となるが、MNOは重要なビジネスパートナーであるため活用をためらうケースがある等の認識が示された一方、山崎氏から、多様なステークホルダーとの連携についての相談・サポート等、新たな領域に共に進んでほしいとの期待が示された。

これを受け議論が行われる中で、三尾委員から、各参加者から紛争処理制度は敷居が高いとの指摘もなされているが、紛争化する前の相談先としての役割も果たしていくことが望ましいとの指摘がなされ、大谷氏から、紛争処理は契約慣行や競争ルールの整備にもつながるものであり、「あっせん」の活用が期待されるとの指摘がなされた。

議論を受け、島上氏から、ネーミングも含め、紛争処理の場とのイメージがあったが、少し違った活用を考えてもよいかもしれないとの感想が述べられ、山崎氏から、まずは協議を開始するという点での「あっせん」の活用があっても良いのではとの感想が述べられた。

# パネルディスカッション

## 総括

議論の締めくくりとして、小塚委員から、一見紛争に見える事案であっても、それを通じてWin-Winの関係を構築することが重要で、5G時代においては多くの事業者から様々なアイデアが出される方がより豊かな社会になることから、事業者間協議を進める上での一つの要素として紛争処理制度を活用してほしいとの総括がなされた。



〈パネルディスカッションの様子〉

# 閉会

最後に、荒川委員長代理から講評及び閉会挨拶が行われ、事業者間協議が円滑に行われ、良好な関係が構築されていくことが重要であり、そのためには、「あっせん」の利用が有効であることについて、関係の皆様にご認識いただけたのであれば、シンポジウムは大変意義深いものであった、委員会として、本日の議論も踏まえ、これからも、紛争事案の解決に誠心誠意取り組み、皆様の期待に応えてまいりたいとのコメントがなされた。



〈講評・閉会挨拶を行う荒川委員長代理〉